

大規模小売店舗立地法に基づく意見書の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項および第2項の規定により意見書の提出がなされたので公告する。

平成22年5月14日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

1 大規模小売店舗の名称および所在地

（仮称）パロー彦根店 彦根市西沼波町字カヨ田 264 番地 1 ほか

2 提出された意見の概要

（1）彦根市からの意見

ア 駐車需要の充足等交通に係る事項

駐車場法第11条および同法施工令第7条から15条の規定による構造及び設備の基準を遵守してください。

イ 歩行者の通行の利便の確保等

当該店舗設置予定地の北東側道路は、市内でも多くの児童・生徒が往来する通学路の一つですが、店舗設置に伴い車両交通量が増加することにより、設置予定地に隣接する市立東中学校においては、正門前での交通事故が懸念され、また、市立佐和山小学校へ通学する児童においても、鉄道高架下等、道路が狭くなっている場所での交通事故の危険性が増大します。

したがって、駐車場出入口の設置に関しては、通学する生徒（児童）など、歩行者と自転車の安全が十分確保できるよう、彦根市建設管理課等と協議・検討し、必要であれば出入口の変更、または交通誘導員や案内看板の配置等を行ってください。

ウ 騒音の発生に係る事項

予定地に隣接する市立東中学校の授業の妨げにならないよう、マイク等の音量や、スピーカーの向き等、騒音対策に十分配慮してください。

エ 街並みづくりにかかる事項

景観法に基づく「彦根市景観計画」で定める大規模建築物等に該当する場合は、景観形成基準に適合するよう店舗計画願います。

オ その他

当該店舗設置予定地の南東側および北東側の市道への出入口について、占用および形状変更が伴う箇所については、別途申請してください。また、敷地周辺の公共施設（水路）に雨水排水が流出する場合は、占用手続に合わせ、水理計算書（区域内、区域外の水理計算過程および結果、区域内、区域外排水流域図）を添付し、排水計画について彦根市建設管理課と協議してください。

（2）地域住民等からの意見

ア 隣接している彦根市立東中学校をはじめ近隣には、佐和山小学校・幼稚園があり、その通学路となっている。また、国道8号線と隣接する交差点は、変則5差路となっており、交通渋滞並びに学童等との接触などの交通事故を懸念するもので、大型小売店舗が出店するべき場所ではないと判断する。

イ 隣接地が、彦根市立東中学校であり、大規模小売店舗が出店されると車の出入りや放送等による音の妨害や正しい生活習慣を学ぶべきところが、非行等の温床になりかねないことが想定される。教育機関に隣接する場所には、大型小売店舗が出店するべきではないと判断し、出店を見合わせていただきたい。

ウ 周辺住民からの苦情を処理されないまま、仮に出店されるのであれば、各業界団体が推進されている大規模小売店舗の地域貢献・社会的責任ガイドラインに沿って、地元関係団体（彦根商店街連盟）への加盟を行政の立場からも推奨していただきたい。

3 提出された意見の縦覧場所および縦覧期間

（1）縦覧場所

滋賀県県民文化生活部県民生活課県民情報室 大津市京町四丁目1-1

滋賀県商工観光労働部商業振興課 大津市京町四丁目1-1

滋賀県湖東環境・総合事務所総務課 彦根市元町4-1

彦根市産業部商工課 彦根市元町4-2

（2）縦覧期間 平成22年5月14日から平成22年6月14日まで

